

毎週火・金曜日発行

				同一の単位とされ る集団の区域	
大津地区		橋本川	阿北地区	行政単位区域	
長門市		域に限る。阿武郡川上村、阿武郡阿東町	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡萩市（平成十七年三月五日における阿武郡））	田川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。阿武郡阿武町	行政単位区域
三三九・七三			八二三・九一	（安林水源かん養保（ヘクタール））	（許可をすべき皆伐面積（ヘクタール））
一三六・一〇			二〇七・〇五	（土砂流出防備（ヘクタール））	（保安林（ヘクタール））

山口県告示第一二九十七号

平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十八年六月一日

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事
二井関成

目次



告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）

山口県報

平成18年
6月1日
(木曜日)

平成十八年六月一日
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)